

別記様式第1号(第四関係)

とちぎけんちくかっせいかけいかく
栃木県地区活性化計画

栃木県

平26年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	栃木県活性化計画	都道府県名	栃木県	市町村名		地区名(※1)	栃木県	計画期間(※2)	26年度～28年度
-------	----------	-------	-----	------	--	---------	-----	----------	-----------

目 標 : (※3)

耕作放棄地の解消に向けては、地域の実情に応じた作物の振興と担い手の確保が不可欠であり、これまで耕作放棄地再生利用交付金をはじめとする支援策を活用しながら、耕作放棄地解消の取組を進めるとともに、新規就農者の確保(250人/年)を目標としその育成を図ってきた。

その結果、新規就農者の確保については、232人(H23)、224人(H24)、245人(H25)となっており、目標は達成していないものの新規就農者は着実に増加しており、引き続き新規就農者の確保に努めていく。

今後は、耕作放棄地の解消目標(H22年からの10年間で1,100ha解消)の達成に向けた取組を進めるとともに、これまで確保してきた新規就農者をはじめとして農業経営の高度化を目指す農業者の営農活動のステップアップを図ることとし、県農業成長プランに掲げる「経営の高度化に取り組む先進的農業経営体(プロ農家)数」1,200経営体(901経営体(H24))の確保を目標に、農地の有効利用及びさらなる地域の活性化を目指していく。

目標設定の考え方

地区の概要:

栃木県は、平坦な都市的地域や平地農業地域近郊から中山間農業地域に及び広大な農業地帯で、全地区の耕地面積126,000haの約8割(現在78%)が水田を占めている。近年は、農地集積等による土地利用型農業の生産性向上や畜産経営の効率化、及び野菜・果樹・花き等の園芸生産の拡大等により、米麦、園芸、畜産のそれぞれの特長を生かした収益性の高い農業生産構造への転換が図られている。

現状と課題

栃木県地区では、耕作放棄地の面積が2005センサスの8,609haから2010センサスでは8,830ha(耕作放棄地率7.6%)と増加傾向にあり、また、耕作放棄地率を地域別に比較すると、中山間地域等において高い傾向にある。

一方、担い手については、高齢化の進行や農業所得の低迷などにより減少傾向が続いており、担い手数の確保と経営の多角化・複合化等農業経営の高度化による所得の確保が喫緊の課題となっている。

このため、栃木県地区全体において、耕作放棄地の解消と経営感覚に優れた先進的農業経営体の確保育成を図っていく必要がある。

今後の展開方向等(※4)

各地域における耕作放棄地の発生・解消状況等の実態把握を的確に行うとともに、遊休農地対策推進運動や啓発普及活動等により耕作放棄地の発生防止や解消に向けた県全体の気運醸成を図り、新たに創設される「農地中間管理機構」の機能等も活用した耕作放棄地の解消とプロ農家を中心とした担い手への農地集積を進めながら、地域の活性化を目指す。

このため、耕作放棄地の解消を通じて農地の有効活用及び地域の振興を促進する上で、解消後の農地について継続的かつ効果的に活用することが必要であり、そのためには、プロ農家の育成が重要であることから、農業者の経営スキルの向上のため、以下のとおり取り組む。

- ・耕作放棄地の発生・解消状況等に係る実態調査や農地中間管理機構の利用意向調査等を踏まえた研修会の開催
- ・プロ農家を育成するに当たって農業経営のステップアップにつなげるための「ビジネススクール」の開催及び農産物加工、販売等の経営の多角化・法人化に向けた研修会や農業経営に関する相談会の開催

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
	栃木県	遊休農地解消支援(遊休農地解消支援)	栃木県	有	二	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

栃木県地区(栃木県)	区域面積(※2)	611,290ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 本計画総区域面積611,290のうち、農林地面積は478,600ha(78%)で概ね8割を占めている。 また、全就業者数1,073千人に対し、農林業従事者数70千人で6.5%と農林業が重要な区域となっている。		
②法第3条第2号関係: 当該区域は、首都圏に位置する有利な立地条件を生かし、国際化にも対応しうる生産性の高い農業生産を展開しているが、近年、担い手の減少や高齢化の進行などが重要な課題である。		
③法第3条第3号関係: 当該区域は、すでに市街地を形成している区域及び都市計画法の用途区域を含まない区域である。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設		
					氏名	住所		権利の種類(※1)	氏名			住所	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画の終了年度の翌年度には、当該区域の解消面積や定住人口等について、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査、農林業センサスの調査・統計資料、とちぎ農業成長プラン重点戦略Aに関する調査実施要領に基づくプロ農家実態調査や農地利用調査をもとに目標の達成状況进行评估する。
また、評価については、県監査委員会の事業執行確認及び県農政戦略会議における評価実施後、第三者等の意見を踏まえ公表する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。